

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和四年三月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

一 許可番号

令和二年十月十二日

指令川建セ第〇二〇一〇〇号

二 検査済証番号

令和四年三月十四日

川建セ第〇三〇二八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大橋字橋場二百八十五番三、二百八十六番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県鴻巣市宮地二丁目六番十号 ハイツ宮地一〇二

福島 佐智雄